

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を実現し、企業倫理に基づき法令、社会規範を遵守し、株主をはじめあらゆるステークホルダーから信頼されるために、健全でかつ透明性の高い、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる経営体制を構築しコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、コーポレートガバナンス・コードの各原則に関する基本方針については下記の通りとしております。

(1)株主の権利・平等性の確保(基本原則1)

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、外国人株主や少数株主に十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めてまいります。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働(基本原則2)

当社は、企業としての社会的責任の重要性を認識し、顧客、取引先、従業員、債権者、地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保(基本原則3)

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、主体的に、経営陣自ら分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでまいります。

(4)取締役会などの責務(基本原則4)

当社の取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしてまいります。

・長期ビジョンや経営計画など、重要な企業戦略を定め、その実行を推進する。

・内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支える。

また、当社は、過半数を独立社外取締役で構成する監査等委員会により、業務執行取締役の職務の執行を監査・監督してまいります。

(5)株主との対話(基本原則5)

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、代表者及びIR担当取締役を中心に様々な機会を通じて対話を持つよう努めてまいります。

当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針等の理解を得る努力を行うとともに、株主等の意見も真摯に受け止め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供は必要と認識しております。

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、当社の議決権行使比率の水準や海外投資家の比率等を勘案しながら、今後導入するか否かを検討してまいります。

なお、海外投資家に会社概況を理解していただけるよう、英文のホームページを作成しており、決算短信や決算説明会資料等、株主、投資家向けの情報の一部については、英文で掲載しています。

【原則1-4】

政策保有株式の保有に関しては、当社グループの中長期的かつ持続的成長のための取引関係の維持強化という目的で基本方針を定め、新規保有及び保有の継続について、取締役会で決議を行うこととしております。

また、定期的に、株式発行企業との取引関係状況、発行企業の業績・業績見込み、株主への利益還元状況等を、検証し、個別に株式保有の合理性を判断することとしております。

なお、現在保有している株式は、事業推進上、必要なものと考えておりますが、縮減に向けた方向性につきましては、検討を継続いたします。

また、政策保有株式の議決権行使については、その議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使することとしております。

【補充原則4-1-2】

外部環境の不確定、変動要因が大きく、対外的に中期経営計画を発表しておりませんが、社内で決定している中期計画を随時見直し、事業年度毎の計画とその達成状況を、決算説明会資料等により、当社ホームページ上で開示しております。

【補充原則4-2-1】

経営陣報酬はその一部を業績への貢献度に応じて支給しております。株式報酬制度は現在実施しておりませんが、役員持株会への加入や株式の長期的な保有を通じ、企業価値の向上をより意識した経営を促しております。

なお、株式報酬制度の導入等、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬制度の設計については、現在、検討を進めております。

【原則4-11】

当社の取締役は現在6名(うち独立社外取締役2名)、うち2名が海外子会社社長経験者で、知識・経験・能力のバランス、及び国際性の面においても多様性と適正規模を両立した構成となっています。また、社外取締役のうち1名は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する高い知見を有しています。取締役会は定期的にその実効性に関する評価を行っています。

なお、現状の当社規模に鑑み、当面のところ、現体制で問題ないと考えておりますが、ジェンダーの面での構成員の多様性確保の必要性は十分認識しております。

【原則5-2】

現在、年度での売上高、営業利益、ROE(自己資本当期純利益率)、ROA(総資産経常利益率)、DOE(自己資本配当利益率)等の目標値を設定し、決算短信、当社ホームページで開示しております。なお、コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年6月時点で年度での目標値について未定としており、今後開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。なお、今後の計画には、資本コストを踏まえた事業ポートフォリオの見直しや、経営資源の配分の具体策を折り込んでいきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7】

関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会の承認事項としております。

また、全取締役が定期的に、「関連当事者取引確認書」を提出し、取締役会がすべての関連当事者取引の監視を行うこととしております。

【原則2-6】

当社では、従業員の安定的な資産形成に向けて、確定拠出年金制度に加入しており、従業員向けセミナーの定期的な開催等を通じ、教育実施しております。

【原則3-1】

(1)経営理念、経営戦略、経営計画については、当社ホームページに記載しておりますのでご参照ください。

経営理念・経営方針：<https://www.ohashi.co.jp/ja/corporate/management.html>

経営計画(決算説明会資料等)：<https://www.ohashi.co.jp/ja/ir/library/presentation.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与により構成し、会社業績との連動、職責や成果を反映した報酬体系としております。固定報酬である月額報酬については、役位毎に職責に応じて設定した支給基準額に功績・経験等を加味し、報酬案を作成します。また、業績連動報酬である賞与については、毎期の「連結の売上高、営業利益」の水準を主な指標とし、これに毎期の各役員の職務遂行状況、業績貢献度等の定性評価を加えて報酬案を作成します。いずれの報酬案も事前に、指名・報酬委員会が審議し、その結果に基づき、株主総会において承認を得た報酬総額の範囲内において、取締役会にて決定します。

また、監査等委員である取締役の報酬は、業務執行に対する監査の独立性と実効性を確保する観点から、固定報酬である月額報酬のみで構成し、株主総会において承認を得た報酬総額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定します。

(4)経営陣幹部の選解任、取締役候補の指名

当社の取締役候補の指名、及び執行役員の選解任に関しては、経営戦略企画力、業務遂行能力、経営管理能力、リスク管理能力、人格等を総合的に評価の上、決定しております。指名および選解任に当たっては、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会にて決定します。

(5)個々の選解任についての説明

個々の選任理由に関しては、当社ホームページの定時株主総会招集通知に記載いたします。また、解任が発生する際にも、ホームページを通じ、随時情報発信を行います。

【補充原則4-1-1】

当社では、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規定に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。

取締役会で承認した職務権限規定に従って、当社及び子会社における社長以下経営陣に委任する事項を明確にしております。

【原則4-9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

取締役候補者については、知識・経験・能力に優れ、その職責を全うすることができる者で、多様な経験の保有者から構成されるよう、指名する方針としております。

また、社外取締役については、当社の経営判断・意思決定の過程で、業務執行から独立した立場で専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただける人材を選任しております。

当社取締役会は、現在、上記の観点で選任された6名の取締役から構成されており、活発な議論を経て、的確・迅速・公正な意思決定を行うために適切な規模であると考えております。

【補充原則4-11-2】

取締役の兼任状況は「事業報告書」「有価証券報告書」にて毎年開示しておりますが、いずれの役員もその役割・職責を適切に果たすため必要となる時間・労力の障害となる多数の兼任は無いものと判断しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の運営状況は以下のとおりであり、実効的に運営されています。

(1)取締役会規定に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しています。

(2)取締役会の審議に先立ち、経営戦略会議にて、問題点・課題、リスクおよびその対策を明確にさせ、議論の実効性を高めています。

(3)取締役会で円滑かつ活発な議論を行い、十分な検討を行うため、取締役会資料を事前に配付し、重要な案件については社外取締役には事前に内容を説明しています。

(4)経営状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理および業務執行の監視を実施しています。

(5)重要案件を的確に審議するため、経営環境の変化に応じて、適宜、取締役会付議の基準を見直します。

【補充原則4-14-2】

経営戦略・法的責任・コンプライアンス等に関するスキル・知識の向上を図るため、取締役、執行役員を対象とした役員研修を、役員就任時及びその後定期的に(原則年1回以上)行う方針としております。

【原則5-1】

株主との対話に関しては、以下の体制・方針としております。

(1)株主との対話全般については、IR担当取締役が担当する。

- (2) 株主との対話を担当する部門は経営管理部門とし、必要に応じて、関係部門と連携を図る。
- (3) 個別の対話を行う機会を設けるだけでなく、説明会の開催等を通じてさらなる対話の充実を図る。(現状、機関投資家向け説明会を年1回開催。また、説明会資料を当社ホームページに掲載。)
- (4) 株主からの意見・懸念等については、必要に応じて取締役会にて報告・審議を行い、関係部門と連携のうえ適切な対処を取るよう努める。
- (5) 経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に関わらず適時適切に開示を行うとともに、株主にわかりやすい内容となるよう努める。
- (6) 株主との対話に際しての重要事実の管理として、社内においては「内部者取引管理規定」に、重要事実の内容を明記して、定期的に周知・徹底を図るとともに、沈黙期間を設定し、株主の理解を求める。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オーハシテクニカ取引先持株会	1,413,300	9.57
株式会社みずほ銀行	737,700	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	710,500	4.81
日本生命保険相互会社	660,000	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	651,600	4.41
阿部 泰三	486,600	3.29
大橋 玲子	353,700	2.39
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.30
MSCO CUSTOMER SECURITIES	311,600	2.11
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三好 徹	弁護士													
新妻 幹夫	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三好 徹			株式会社精工技研の社外取締役を兼務しております。 なお、三好徹氏が代表を務める法律事務所に対し、契約等に基づく報酬支払がありますが、規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	弁護士として、法務に関する豊富な見識、経験を活かして当社の経営の健全性を監視いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 <独立役員指定理由> 当社の関係会社、主要株主、主要取引先の出身者等でなく、取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれのないものと判断したためです。

新妻 幹夫				<p>税理士として企業税務にも精通しており、また財務及び会計に関する高い知見を活かして当社の経営の健全性を監視いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p><独立役員指定理由> 当社の関係会社、主要株主、主要取引先の出身者等でなく、取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生ずるおそれのないものと判断したためです。</p>
-------	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち、社内取締役が1名常勤し、十分な情報収集を行える体制であるため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置しておりません。なお、なお同人の設置を監査等委員会が要請した場合には、設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人から監査計画内容、監査状況及び四半期・年度末の監査結果の報告を受けているほか、監査立会い及び意見交換を通じて会計監査人の監査の相当性を確認しております

当社は、内部監査の専門部署である内部監査チームを内部統制統括部内に設置しています。常勤監査等委員は監査実施の都度、これらすべての監査報告書の報告を受けております。必要に応じて内部監査部門と同行し内部監査の有効性の検証も行っております。また監査全般に関する事項について十分な意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

・取締役会によって選出された委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役が占め、委員長は独立社外取締役から選定します。決議は出席委員の過半数をもって行います。

・役員を選任・解任、役員報酬に関する基本方針、制度、個別の報酬等について審議し、取締役会に答申します。取締役会は答申内容を踏まえて審議し、決定します。

・年3回の定期開催のほか、必要に応じて随時開催します。

・指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度は当社の業績向上に対する貢献意識や士気を一層高め、長期的かつ安定的な業績向上を図る事を目的としています。ただし、2010年度定時株主総会にて承認分(2015年6月末行使期限)以降は、新たな新株予約権の発行はしていません。また、代表取締役社長をはじめ業務執行に係わる取締役の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬である賞与により構成しており、月額報酬と賞与の構成比率はおおよそ60%:40%を目処としております。賞与については、毎期の「連結の売上高、営業利益」の水準を主要な指標とし、これに毎期の各役員の仕事執行状況、業績貢献度等の定性評価を加えて報酬案を作成し、指名・報酬委員会の審議結果に基づき、取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

その他には、当社執行役員並びに従業員、当社子会社の取締役並びに従業員が含まれています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、報告書(事業報告)は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1】(3)をご参照ください。なお、2016年6月24日開催の第64期定時株主総会での決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の賞与を含めた報酬額(使用人兼務取締役の使用人分を除く)は年額4億円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と定めております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会議案資料を事前に送付・説明を実施しています。必要に応じて各取締役より業務の執行状況の報告を受けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
古尾谷 健	相談役	代表取締役社長からの諮問に対する助言(経営に非関与)	非常勤、報酬有	2007/06/14	1年更新
前川 富義	相談役	代表取締役社長からの諮問に対する助言(経営に非関与)	非常勤、報酬有	2017/6/22	1年更新

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として取締役会及び監査等委員会、指名・報酬委員会、経営戦略会議、内部統制委員会、会計監査人を設置しております。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役3名(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)で構成しております。毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営の基本方針や経営に関する意思決定を行う常設の機関として、会社法に定める専決事項及び取締役会規定に定める付議事項を審議・決定しております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名は社外取締役であります。常時1名の取締役が執務しており、取締役会のほか、経営戦略会議等の主要な会議に全て出席し情報収集を行うとともに、監査等委員である社外取締役は、原則すべての取締役会及び定期的開催する監査等委員会に出席し、監査等委員会として取締役の職務執行を十分監査できる体制となっております。

(3) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の決議により3名以上の取締役で構成され、その過半数は独立社外取締役であります。取締役及び執行役員等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的としています。

(4) 経営戦略会議

1999年度より執行役員制度を導入しており、取締役会の意思決定及び監督機能と、業務執行の分離を明確にすることで、経営環境の変化に迅速に対応できる体制としております。各部には原則として取締役または執行役員が責任者として就任することとし、各自責任ある判断ができるように権限の委譲を行っております。この執行役員を加えた経営戦略会議を原則として月2回開催し、各部より主要案件の提題による議論のうえ、具体的な対策等を決定しております。また、取締役会への提題議案も事前審議しております。

(5) 会計監査人

会計監査人とは、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。監査にあたっては、コンピュータデータも提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。

(6) 内部監査部門

内部監査の専門部署である内部監査チームを内部統制統括部内に設置しています。同チームは全部門および国内外の子会社の業務の適法性や管理・手続きの妥当性と財務報告の信頼性を主眼とした監査(内部統制監査及び業務監査)を実施しております。両監査結果については経営者に都度報告されるとともに、常勤監査等委員にもすべて報告されております。

(7) 内部統制委員会

内部統制全般、コンプライアンス・リスク管理及び内部通報・外部通報に関する重要案件の報告・審議・決定をする内部統制委員会を常設の機関として設置しています。

内部統制委員会は代表取締役を委員長とし関係部門長で構成されており、常勤監査等委員を常任オブザーバーとしています。

なお、2019年4月1日から2020年3月31日における主要機関の構成と会議開催実績は次のとおりです。

- ・取締役会 (構成:社内取締役4名、社外取締役2名) (議長:社内取締役) (開催実績:17回)
- ・監査等委員会 (構成:社内取締役1名、社外取締役2名) (委員長:社内取締役) (開催実績:10回)
- ・指名・報酬委員会 (構成:社内取締役1名、社外取締役2名) (委員長:社外取締役) (開催実績:1回)
- ・経営戦略会議 (構成:社内取締役4名、執行役員5名) (議長:社内取締役) (開催実績:15回)
- ・内部統制委員会 (構成:社内取締役3名、執行役員2名、部長1名) (委員長:社内取締役) (開催実績:1回)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ガバナンス体制の一層の強化を目指し、2016年6月24日開催の定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)により組織される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を行うことで、より透明性の高い経営を実現し、企業価値の向上に努めるものであります。

また、当社では、取締役会の機能を経営全般の意思決定と重要事項の執行状況に対する監督機能に重点化するため、日常的な業務執行については執行役員制度を導入し、業務執行上の重要事項は取締役と執行役員で構成される経営戦略会議にて事前審議し、重要度に応じ法定事項を含め取締役会にて審議の上最終決定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定の期限より早い時期に発送しています。 また、書面送付に先立ち、招集通知を当社ホームページにも掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日のおよそ1週間前に開催しております。
その他	事業報告の説明をより一層ご理解いただけるよう、スライドを用いた説明を実施しています。 株主総会招集通知を、当社ホームページに掲載しております。 https://www.ohashi.co.jp

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算終了後、年1回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、報告書、株主総会招集・決議通知、ニュースリリース	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部内にIRチームを設置し、専任の担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動倫理規定に基づきオーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、株主、取引先、地域社会をはじめとするステークホルダーの立場に立脚した事業活動を展開することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を認証取得するとともに、地球温暖化対応として省エネ、省資源につながる事業活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記企業行動倫理規定にて、ステークホルダーに対する情報提供の基本方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

2006年5月18日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、その後、数回の改定を経て、直近では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年6月24日の取締役会で一部見直しを行い、「内部統制システム構築の基本方針」として開示いたしました。2019年6月時点での取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
- (2) グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- (3) コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- (4) 法令・定款・諸規則並びに規定に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として内部通報制度を、また社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度(ホットライン)を設置し、運用を行う。
- (5) 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」(Business Continuity Plan)の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

4. 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (3) 取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、社内取締役、執行役員、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- (4) 子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- (2) 子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役に報告する。また、海外子会社社長を、定期的に本社に招集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- (3) さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、並びに、当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合は、その任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定すること、また、当該取締役及び使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保するものとする。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査等委員会に報告することとする。また前記に関わらず選定監査等委員はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、選定監査等委員は、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めることができるものとする。
- (3) 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- (4) 監査等委員会や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨定め、役職員に周知徹底する。
- (5) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還に関しては、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社ならびに子会社からなる企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、また向上させることを目的として、当社株式等への大規模買付行為への対応策(買収防衛策)を2006年5月18日開催の取締役会において決議、導入いたしました。また2009年6月23日及び2012年6月21日、2015年6月24日、2018年6月26日開催の当社定時株主総会において、買収防衛策の一部改定及び継続について承認を頂きました。
本対応方針の詳細につきましては当社ホームページ(<https://www.ohashi.co.jp>)に記載しておりますので、ご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は「情報開示規定」を制定しており、同規定に基づき会社法、金融商品取引法、東京証券取引所の定める「適時開示規則」等に従い、適時適切に情報開示を行うことはもとより、諸法令や適時開示規則に該当しない情報であっても、利害関係者(ステークホルダー)や投資家に役立つ情報については、可能な限り速やかにかつ公正に情報開示を行っております。

1. 情報開示体制

(1)取締役会

情報開示責任者の報告・付議に基づき、法定開示事項並びに会社が必要と認める開示事項について、その内容の適正性を協議し、開示内容及び開示要領を決定しています。

(2)情報開示担当部署

情報開示担当部署は経営管理部としています。ただし、決算情報等の開示については経理部としています。

(3)情報開示責任者

情報開示責任者は最高情報責任者(CIO)としています。ただし、決算情報等の開示については、最高財務責任者(CFO)としています。

2. 情報開示の手続

当社の情報開示は下記の手続で行います。

(1)発生した事実及び決定した事実に関する情報のうち、開示が必要となる可能性があるものを、関係資料とともに情報開示担当部署へ伝達します。

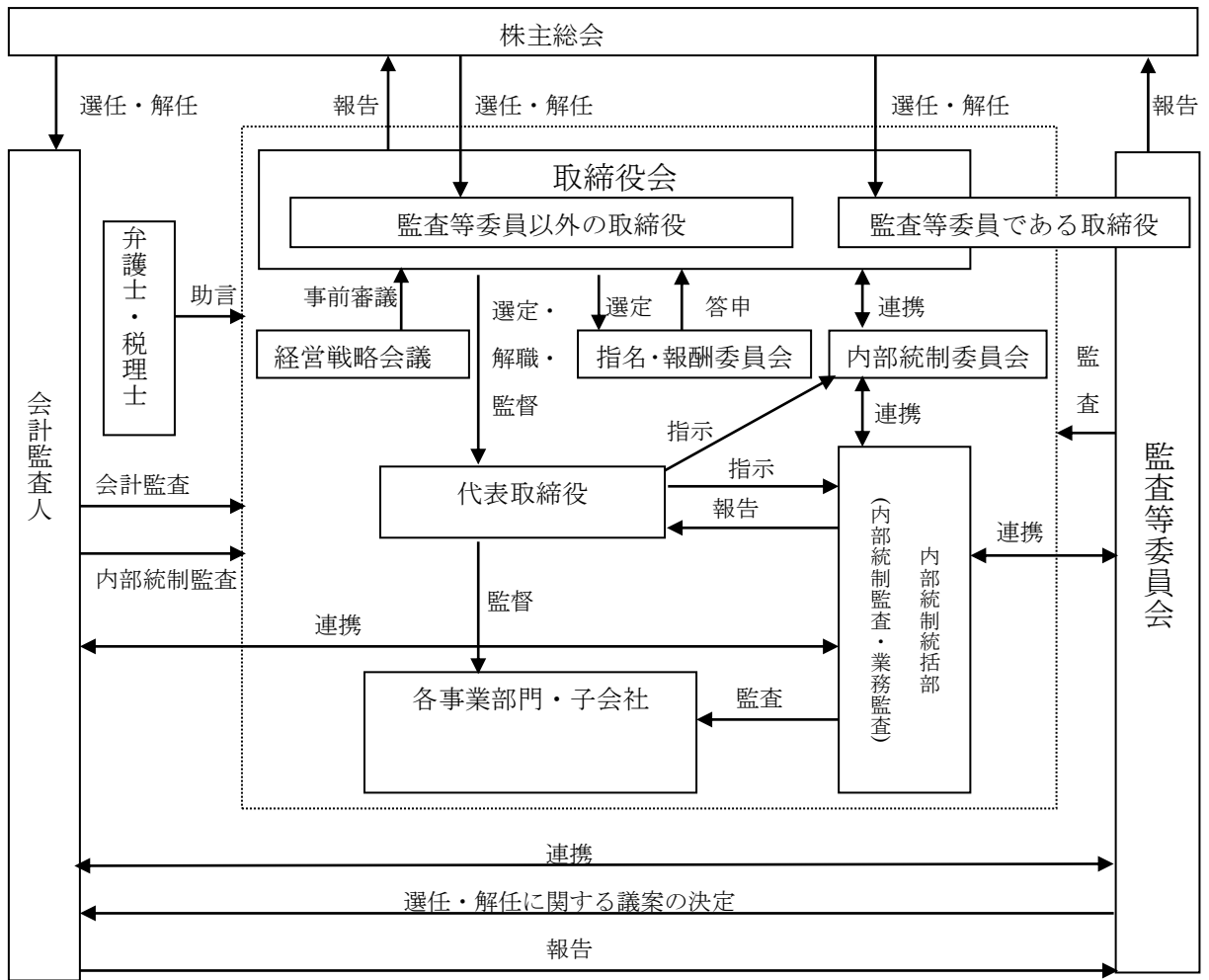
(2)情報開示担当部署は伝達された開示情報について、開示を要すると判定した場合には、速やかに起案し、情報開示責任者を通じて代表取締役社長または取締役会の決裁を受けます。

(3)情報開示責任者は、上記起案に基づき開示を決定した場合における開示内容及び開示要領を取締役に付議し、決議を受けます。

(4)情報開示担当部署は、開示された内容について報道媒体へ提示するとともに、ホームページを通じて一般に公開します。

(5)決算情報については、最高財務責任者(CFO)は、法定開示が必要な決算情報並びに特に重要な決算情報等の開示に関する事項を取締役に付議し、最高情報責任者(CIO)と協議のうえ開示します。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



(適時開示に関する社内体制図)

